大麻草の栽培の規制に関する法律施行令案について(概要)

1. 制定の趣旨

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、改正法第1条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)(以下「第1条改正後大麻草栽培規制法」という。)において政令委任されている事項について定めるもの。

2. 政令案の概要

- 第1条改正後大麻草栽培規制法第2条第5項及び第13条第1項において、大麻草を研究目的で栽培する者は、厚生労働大臣の免許である大麻草研究栽培者の免許を受けなければならないこととされている。
- 第1条改正後大麻草栽培規制法第13条第4項において、大麻草研究栽培者の免許を申請する者及び免許証の再交付を申請する者は、「実費を勘案して政令で定める額」の手数料を国に納めなければならないこととされているところ、当該政令で定める額を、それぞれ以下のとおり定める。
 - ① 大麻草研究栽培者免許の免許申請手数料 12,900 円
 - ② 大麻草研究栽培者免許の免許証再交付手数料 5,500円

3. 根拠規定

第1条改正後大麻草栽培規制法第13条第4項

4. 施行期日等

公布日:令和6年7月上旬(予定)

施行期日:改正法の施行の日(令和6年10月1日(予定))